

自殺対策計画策定について

1 計画策定の背景

- 平成18年10月、国において、自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図るための「自殺対策基本法」が施行されました。
- さらに、平成28年4月に、「自殺対策基本法」の一部が改正・施行され、県及び市町村にも自殺対策の計画づくりが義務化されました。(法第13条第2項)【資料2】
- 自殺対策基本法の改正を受け、平成29年度中に自殺予防を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、市の自殺予防対策の指針とします。

2 自殺総合対策大綱とは

- 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められたものです。(今夏に見直し予定)【資料3】【資料4】
- 市の自殺対策計画は、この大綱の内容を踏まえ、地域の状況に応じたものとする必要があります。

3 第2次あま市健康づくり計画

- 昨年度策定した「第2次あま市健康づくり計画」においても、こころの健康に関する内容が含まれています。2つの計画は、基本理念や方向性など統一・協調する内容が多々あります。そのため、「自殺対策計画」は、「健康づくり計画」の内容を踏まえ、策定する必要があります。【資料5】
- 2つの計画は、計画策定の時期及び期間が1年度ズレることになります。しかし、効果的な取り組みの検討、作業の効率性などを踏まえると、第2期以降の策定期間は、健康づくり計画の策定期間を考慮し、設定する必要があります。

4 計画策定の目的

- 計画策定は、もちろん自殺死亡率の低減を目指すものですが、単に自殺死亡率の低減を図るということではなく、その原因となる事象を把握し、市民の意識を高め、さらにケアする・相談できる体制づくりを強化できるような計画を策定することを目的とします。

5 計画策定の方法

(1) 計画策定委員会・作業部会の立ち上げ

外部有識者を中心に構成し、策定期間中に5回程度開催します。また、庁内作業部会を3回程度開催します。

(委員会)

ア 自殺防止対策についての現状分析

イ 基本方針、目標の確認

ウ 計画素案・取り組みへの提言

(2) パブリックコメントの実施

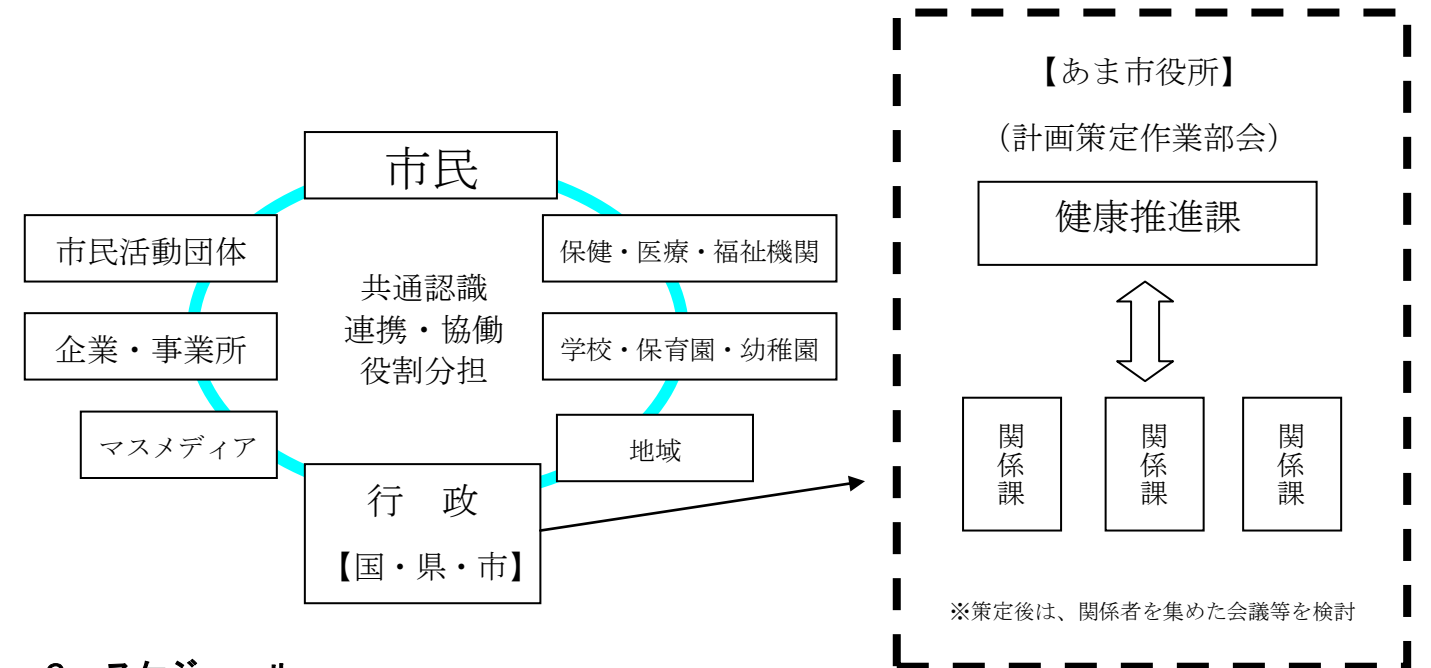
計画策定委員会・市で検討・策定した計画案に対して、市民のみなさんから広く意見を募集します。

(3) 関係団体へのヒアリングの実施

地域の実態が計画に反映できるよう、地域で自殺予防につながる取り組みを行っている団体へヒアリング（意見聴取）を実施します。

(4) 連携・協働体制構築（法第8条）

計画策定を機に、市民、行政、関係機関・団体などが連携・協働（力）し、自殺対策がより一層推進できる体制の構築に努めます。



6 スケジュール

【資料6】のとおり

7 計画の構成及び視点

計画は、次の項目を基本構成として策定していきます。

- ①計画策定の背景
- ②計画の基本方針
- ③現状・課題
- ④基本施策
- ⑤重点施策
- ⑥計画の推進体制

●計画策定に求められる視点

【分野別】

・経済的問題 ・家庭問題 ・健康問題
・職場問題 ・学校問題 ・男女問題 など

【年齢別】

・青少年 ・中高年 ・高齢者

【段階別】※法第2条第4項

・事前予防 ・危機対応 ・事後対応